

令和6年度第12回福岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時及び場所

(1) 日時 令和7年3月12日(水) 開会 午後 2時30分  
閉会 午後 3時30分

(2) 場所 福岡市役所 15階 講堂

2 出席委員及び欠席委員氏名・人数

(1) 出席委員

城戸 武稔	高木 智代	宗 義治	柴田 清治	高田 茂美
下司 弘	川嶋 仁	久保 篤美	安河内 弘実	角 徹
笠 康雄	牛尾 憲一	甲斐 諭	中村 美佐子	馬男木 節
袈裟丸 宏二	久保田 喜一	奥村 幸一		

以上 18名

(2) 欠席委員

なし

3 総会に附した議題及び審議の内容

別紙記載のとおり

4 動議及び提案者の氏名

(1) 動議の内容

なし

(2) 提案者

なし

5 議事録署名人に指名された委員の氏名

中村 美佐子 馬男木 節

6 書記氏名

田島 千加 若松 弘恵

7 総会に出席した関係人の氏名

なし

8 農地利用最適化推進委員出席者

宮本 雅秀	長 泰壽	川添 雅秀	曾根 寄 裕	城戸 憲一
中村 和久	大神 達雄	坂口 泰三	角 一三	福島 洋一
新原 元茂	西嶋 慎二	菰田 茂孝	三笥 義則	高宮 秀之
山下 昌昭	薦田 文昭	石田 忠則	大神 伸雄	大神 常夫
三苫 一美	富田 一夫	西 康晴		

9 事務局出席者

青木 功	立田 玲子	手嶋 誠二	田島 千加	川口 昌子
若松 弘恵	志藤 伸一	末武 望	桑野 綾子	

議 長	<p>それでは、ただいまより、令和6年度第12回 福岡市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>農業委員18名中18名が出席されており、定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>本日の議事は、議案が16件、報告事項が5件となっております。</p> <p>議事運営につきまして、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議事に入ります前に、本日の総会の議事録署名人について、「中村美佐子委員」と「馬男木節委員」を指名します。</p> <p style="text-align: center;"><b>案件1 農地に係る事項</b> <b>議題第1号</b> <b>「農地法第3条の規定による許可申請」について</b></p>
議 長	<p>議題第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
農地調整係長	<p>(議案第1号及び第2号について、資料により説明)</p>
西部出張所長	<p>(議案第3号は、申請が取り下げとなったことについて説明後、議案第4号及び第5号について、資料により説明)</p>
議 長	<p>ただいま、事務局より説明がありました議案第3号を除く議案について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第1号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>3月2日に、現地確認を行いました。申請地は、譲受人の自宅に隣接しています。譲受人は他の農地もきちんと耕作してありますので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第2号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>3月3日に、現地確認を行いました。義理の子への遺贈ですので、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>議案第4号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推 進 委 員	<p>3月5日に、現地確認を行いました。所有者が体調を崩して耕作できない状況でしたが、今回の譲受人が耕作されるということですので、問題はない</p>

	<p>と思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第5号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>先日、現地確認に行きました。以前は、ハウスでイチゴを栽培されていた場所ですが、今回、保育園が借りて耕作されるということです。問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、一括して採決を行います。</p> <p>議案第1号、第2号、第4号及び第5号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号、第2号、第4号及び第5号は原案どおり可決しました。</p>
<p><b>議題第2号</b> <b>「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について</b></p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、議題第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>西 部 出 張 所 長</p>	<p>(議案第6号及び第7号について、資料により説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局より説明がありました議案第6号及び第7号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。</p> <p>議案第6号について、担当区域の推進委員お願いします。</p>
<p>推 進 委 員</p>	<p>3月4日に、現地を確認しました。申請地の西側にハウスがあり、その先には田があります。東側は道路に接し、道路を挟んだ向かい側には民家が10軒ほど建っています。道路には下水管も敷設されていますので、問題ないと思います。</p>

議 長	議案第7号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	申請地は3年くらい前に駐車場として転用許可申請があり、その後、取り下げがあった土地です。地域の景観として個人的には好ましいものではないと思っておりますが、法律上は許可相当と考えます。
事 務 局 長	議案第7号について補足いたします。農地法上、事務局で審査しましたが、許可相当であると判断しております。 懸念事項等もあるとのことですので、その内容については申請者方へお伝えしたいと思います。
議 長	事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。  (意見・質問なし)
議 長	それでは、一括して採決を行います。 議案第6号及び第7号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (賛成多数)
議 長	賛成多数ですので、議案第6号及び第7号は原案どおり可決しました。
<b>議題第3号</b> <b>「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について</b>	
議 長	次に、議題第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、事務局より説明をお願いします。
農 地 調 整 係 長	(議案第8号及び第9号について、資料により説明)
西 部 出 張 所 長	(議案第10号について、資料により説明)
議 長	ただいま、事務局より説明がありました議案第8号から第10号について、現地調査をされた推進委員にご意見を伺います。 議案第8号について、担当区域の推進委員お願いします。
推 進 委 員	3月3日に、現地を確認しました。申請地は資材置場と駐車場ということ

	<p>で、トラックや従業員の車、水道設備のパイプ等を置くとのことでした。地域の農事組合長に話を聞きましたが、提出された誓約書を守ってもらえば問題ない、とのことでした。近隣住民の方にもお話を聞いたところ、道路が広がった分、大きな車も通るようになりますね、とのことでしたが、それは仕方ないことですので、問題ないと思います。</p>
議長	<p>議案第9号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員	<p>3月3日に、現地調査に行きました。すでに埋め立ててあり、グラウンドになっていますので、始末書が提出されています。問題はないと思います。</p>
議長	<p>議案第10号について、担当区域の推進委員をお願いします。</p>
推進委員	<p>3月4日に、現地確認に行きました。申請地は今宿バイパスの南側約30メートルの場所にあります。申請地西側の道路の向かいには公園があり、集会所を建てるには良いところだと思います。</p>
議長	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p>
農業委員	<p>議案第9号ですが、申請地は1筆のうち一部となっていますが、残地は田として残っているのでしょうか。</p>
農地調整係長	<p>残地は農地としては使用されていない状況です。今後転用許可申請がなされる見込みで、現在協議を行っているところです。</p>
農業委員	<p>現況は田ではないのですね。始末書を提出されたうえでの手続きとなるのでしょうか。</p>
農地調整係長	<p>そのようになりますと思います。</p>
農業委員	<p>始末書だけで片付けるのはどうかと思います。</p>
農業委員	<p>先ほどの意見に多少賛成です。農家に対しては厳しく、違反転用をしていたら原状回復が必要と言われます。そして原状回復をさせています。始末書だけでいいのなら簡単です。違反転用の場合の原状回復の基準が分かりません。農家に対しては厳しくしすぎだと思います。</p>

農地調整係長	第9号議案は、農地法第5条の転用許可申請ですので、審査に際しては、譲受人である転用行為者について信用があるかを審査することになっています。申請は、譲受人及び譲渡人連名での申請となっていますことから、違反転用を行っていた譲渡人から始末書をとったものです。
農業委員	始末書についてのことではなく、農家に対しては原状回復という指導をしていることについてです。自分が相談を受けている件は、亡くなった祖父が違反転用をしていたものですが、就農した孫に原状回復するようと言われてきました。基準がよくわかりません。
農地調整係長	追認許可は絶対にできない処分ではありません。それぞれの案件について、違反に至った経緯等から総合的に判断しています。なお、追認の場合は、立地基準や一般基準を満たし、転用許可の見込みがあるかも重要であります。
農業委員	分かりました。
事務局長	例えば、農地法第3条の許可申請の際に、違反転用地があれば農地に戻してもらおうように言うことはありますが、今回の事案とは少し考え方など違うところはあります。
議長	それでは、採決を行います。 議案第8号から第10号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
議長	(賛成多数) 賛成多数ですので、議案第8号から第10号は原案どおり可決しました。
<b>議題第4号</b> <b>「非農地証明の発行」について</b>	
議長	次に、議題第4号「非農地証明の発行」について、事務局より説明をお願いします。
西部出張所長	(議案第11号について、資料により説明)
議長	ただいま、事務局より説明がありました議案第11号について、現地調査

<p>推 進 委 員</p>	<p>をされた推進委員にご意見を伺います。 担当区域の推進委員をお願いします。</p> <p>3月5日に、現地を確認しました。 写真の瓦葺きの納屋は、以前は牛舎で、現在は農業用倉庫として使われています。隣の建物は以前鶏舎で、こちらも現在農業用倉庫として使われています。現状から、農地への復旧は困難と判断しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明及び推進委員の意見をお聞きしましたが、ご意見・ご質問は、ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決を行います。 議案第11号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第11号は原案どおり可決しました。</p>
<p><b>議題第5号</b> <b>「非農地判断」について</b></p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、議題第5号「非農地判断」について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地利用推進係長</p>	<p>(議案第12号について、資料により説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、採決を行います。 議案第12号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第12号は原案どおり可決しました。</p>

		<b>議題第 6 号</b> <b>「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について</b>
議	長	次に、議題第 6 号「農地の権利移動に係るあっせん委員の指名」について、事務局より説明をお願いします。
農地調整係長		(議案第 13 号について、資料により説明)
議	長	事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第 13 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第 13 号は原案どおり可決しました。
		<b>議題第 7 号</b> <b>「福岡市農用地利用集積計画」について</b>
議	長	次に議題第 7 号「福岡市農用地利用集積計画」について、事務局より説明をお願いします
農地利用推進係長		(議案第 14 号について、資料により説明)
議	長	事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。
		(意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第 14 号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第 14 号は原案どおり可決しました。 次に報告事項につきましては、書面による報告とし説明は省略しています

		<p>が、何かご意見・ご質問はありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p> <p style="text-align: center;"><b>案件2 農政に係る事項</b> <b>議題第8号</b> <b>「令和7年度最適化活動の目標の設定等」について</b></p>
議	長	<p>それでは、案件2の「農政に係る事項」に移ります。</p> <p>議題第8号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」についてですが、こちらは農地利用検討部会の検討事項です。</p> <p>私が部会長として、2月27日に農地利用検討部会で検討し、案が決定しましたので、総会で審議するものです。内容につきましては、事務局より説明をお願いします。</p>
農地利用推進係長		(議案第15号について、資料により説明)
議	長	<p>事務局からの説明について、ご意見・ご質問は ありませんか。</p> <p>(意見・質問なし)</p>
議	長	<p>それでは、採決を行います。</p> <p>議案第15号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員賛成ですので、議案第15号は原案どおり可決しました。</p> <p style="text-align: center;"><b>議題第9号</b> <b>「農地利用最適化推進委員の担当区域等」について</b></p>
議	長	<p>次に、議題第9号「農地利用最適化推進委員の担当区域等」についてですが、こちらも農地利用検討部会での検討事項です。</p> <p>1月23日に検討を行い、検討部会での案が決定しましたので、総会で審議するものです。</p> <p>内容につきましては、事務局より説明をお願いします。</p>
総務係長		(議案第16号について、資料により説明)

議	長	事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議	長	それでは、採決を行います。 議案第16号に関して、原案に賛成する委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員賛成ですので、議案第16号は原案どおり可決しました。  <b>報告第5号</b> <b>「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正」に係る会長専決処分について</b>
議	長	次に、報告第5号「市長と農業委員会との地方自治法第180条の2及び第180条の7の規定に基づく協議の一部改正」に係る会長専決処分について、事務局より説明をお願いします。
総務係	長	(報告第5号について、資料により説明)
議	長	事務局からの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。  (意見・質問なし)
議	長	その他、ご意見・ご質問等がないようであれば、本日予定しておりました議事はこれで全て終了します。円滑な進行にご協力いただきありがとうございました。 それでは、これで令和6年度第12回福岡市農業委員会総会を閉会します。 なお、次回の総会は、4月11日金曜日、14時30分から福岡市役所15階講堂での開催を予定しております。